

地研通信

発行人 兩宮照雄
発行所 三重短期大学地域問題
総合調査研究室
〒514-01
津市一身田中野字蔵付157番地
TEL (0592) 32-2342

題字 岡本祐次学長

三重県高度情報化推進協議会に参加して

東福寺 一郎

当時新聞でも報道されたように、今年3月28日に三重県高度情報化推進協議会が設立された。CAPTAIN(文字図形情報ネットワーク)、VAN(付加価値通信網)、LAN(構内情報通信網)、CATV(ケーブルテレビジョン)などニューメディアに対する関心が急速に高まりつつある昨今であるが、これらニューメディアによる情報化は大都市を中心に進展しつつあり、現状のままでは、今以上に地域間格差が広がるのが懸念されている。その対策として、「本県の情報化ビジョンを構築し、均衡のとれた地域の発展に資する情報化の推進方策を協議する」趣意のもとに、本会発足の運びとなった。設立総会では、役員選任(会長に田川亮三県知事)と規約の承認が行われた。6月10日現在、会員は県内の主だった企業・各種団体、各市町村、大学関係(特別会員)等118団体を数え、本協議会が県内の産業界、学界、官公庁が一体となった組織であることが理解されよう。本学も県内短期大学としてはただ1校参加し、内部組織である研究委員会の一員にもなっている。なお、本学からは筆者が代表として出席している。

本会が設立されて半年が経過しようとしているが、この間の活動としては、講演会を重ね、高度情報化に対する会員各自の意識を高めることに努めてきたと言えるだろう。設立総会では、記念講演として日本経済新聞社長室部長 島矢志郎氏が「高度情報化の現状と展望」について、情報文明の歴史的背景を

交え、これからの情報化のあり方と解決されるべき課題について様々な視点から指摘された。特に、はじめに触れたように、情報化の進展に伴い、情報が大都市に集中し、地域格差が拡大する恐れがあり、それを逆に如何に縮小していくかを考えねばならない。

7月11日には、地域フォーラムが開催され、基調講演と先進事例レポートが行われた。基調講演は日本電信電話(NTT)株式会社企業通信システム事業部副部長 森田時雄氏が「高度情報化社会に向けた地域の課題」と題して行った。氏は、現在NTTがINS(高度情報通信システム)構想のもとに取り組んでいる全国各都市を結ぶ情報通信網の整備計画や地域INSの具体的なアイデアについて報告され、高度情報化社会が既に眼前にあることを印象づけた。先進事例レポートとしては、まず近畿日本鉄道株式会社技術研究所の石田真也氏が「ターミナル情報システムの概要」と題し、近鉄が上本町、難波両駅とその地下街や商店街に設置しようとしているCAPTAINと近くオープンする都ホテル大阪に設置される種々の情報化されたシステムについて、スライド上映を中心に紹介された。次に、「地方とキャプテン」をテーマに、自らが尾鷲市でキャプテンIP(情報提供者)となっているカーネル出版の榎本順一氏が、キャプテン導入に踏み切った経緯と実際の利用者として満足できる点、今後改善を望みたい点について率直な意見を陳述された。両報告とも基調講演と同じく、高度情報化社会の到来間近を思わせ

るのに充分であった。

8月下旬から9月上旬にかけては、県内4箇所（四日市、上野、伊勢、熊野）で地域別講演会が企画されたが、その中から筆者が出席した講演会（8月23日、四日市市で開催）について述べようと思う。まず基調講演を郵政省東海電気通信監理局電気通信部電気通信事業課長の重田憲之氏が「テレトピア構想と地域の活性化について」をテーマに行った。テレトピア構想とは、郵政省によるニューメディアをベースにした地域開発、都市開発構想のことである。各省庁がそれぞれに構想を持っているようであるが、このテレトピア構想と通産省のニューメディア・コミュニティ構想が2大構想と呼ばれ、各地方自治体はいずれかのモデル地域に指定されるべく躍起になっているという。重田氏は、郵政省の立場からテレトピア構想に至るまでの技術的そして社会的背景とモデル都市構築に対する姿勢を説明された。基調講演を受けて、静岡市テレトピア推進室主幹 古橋三明氏が「テレトピア静岡の概要と地域に与える影響について」と題し、先進事例報告を行った。静岡市は都市問題対策型都市をテーマに、昨年度郵政省からテレトピアモデル地域に指定されているため、モデル指定を受けるまでの裏話を含め、具体的な情報システム構想とそれが地域に与えるインパクトについての話を聴くことができた。このような講演会への出席者は毎回多

数にのぼり、高度情報化社会へ向けて、人々が大きな関心を寄せていることが窺われる。

一方、研究委員会は、8月20日に第1回会合が開かれ、18名の委員全員が一堂に会した。三宅康二三重大学工学部教授が委員長に選任された後、同教授が情報工学の立場から情報化社会のあり方と課題について基調報告された。その後のフリートークは予定時間をはるかに越えて続き、各委員の意気込みを感じることができた。研究委員会は、今後しばらくは月1回のペースで勉強会的性格を持って開催され、委員間の共通認識を広げ、深める予定である。

こうして、県が高度情報化へ向けて動き出したのと並行して、四日市市はテレトピア・モデル地域に立候補する準備を進め、津市でも研究会が設置されることとなり、まさに高度情報化花盛りの靚がある。しかし、設備や費用の問題はもちろんのこと、流す情報（データベース）を如何に充実させるかなどの問題が山積みしていることは事実である。また、オールドメディアからニューメディアへの移行が人々に抵抗なくスムーズに受け入れられるのか、あるいはネットワークにのらない情報が切り捨てられるのではないかということも懸念される。いずれにしろ、高度情報化への動きは緒についたばかりで、今後の成り行きを、自らの意見を反映させながら、注目していきたい。

第2回地研講演会要旨

「21世紀へのまちづくり」

津市助役 小林 勝 氏

[はじめに]

地域問題総合調査研究室では行政官庁、学界、産業界、住民組織などから講師を招き、地域で現在何が問題になっているかを報告をして頂くために、毎年定期的に講演会を開催している。第2回目の講演会は、7月18日、津市助役 小林勝氏を講師にお招きして、100名を超える本学教職員・学生の参加者により、

本学41番教室で開かれた。

山田全紀 地研室長から、地域問題は単なる一つの地域の問題にとどまるのではなく、地球全体が抱えている問題である、という挨拶があった後、演壇に立った小林氏は、昔話の桃太郎を例に引き、ますます困難さを増す都市経営においては、犬（労力）と狼（知恵・企画力）とキジ（情報力）の三つをうまく

結合させることが大切になってきていると話を始め、『四全総長期展望作業中間とりまとめ』（国土庁）や現在策定中の『第3次津市総合計画』の基礎資料である『21世紀ビジョン』から統計を挙げながら、約1時間、津市のまちづくりの方向性について講演した。

以下は、その講演の要旨を採録したものである。（小見出しは編集委員による。）

◇ ◇ ◇

津市助役の小林です。三重短期大学は諸先生方の御努力により、今では全国公立短大の中でも有数のすばらしい短期大学になっております。また地域問題総合調査研究室も設立2年目にして、既に注目すべき研究業績を挙げており、今後とも地域社会に対して貢献して下さることを期待しております。助役という仕事は日常的なこまごまとした雑事に追われてばかりですが、今日は津市のまちづくりはいかにあるべきか、私の考えているところを述べてみたいと思います。

1. 21世紀に向けての経済社会の変化

現在、津市は昭和61年度～70年度の10年間を計画期間とする『第3次総合計画』を策定しつつあります。また、そのための基礎調査として、57年から59年にかけて『21世紀ビジョン』という報告書を出しました。この第3次総合計画は今後の行政の進め方、津市のまちづくりの方向性を定めようとするものです。計画策定にあたっては、津市のことだけを考えておけばよいという訳にはまいりません。世界の動き、国や県の動き、そういう大きな枠でこれからの社会が21世紀に向けていかに変化してゆくのかを是非おさえておく必要があります。

今日、わが国は21世紀に向けて大きく転換しようとしており、国際化、高齢化、技術革新・情報化、価値観・生活様式の変化、過密・過疎問題、コミュニティ形成など行政が新たな対応を求められている課題も多くなっています。

まず、今後、世界とわが国との人、物、情報、資金などの交流は飛躍的に増大し、各地域が直接世界と結ばれてゆくことになるでしょう。東京以外にも大小様々な国際都市が誕生すると思われます。そのために、地方でも

国際社会で活躍できる広い視野を持つ人材の育成に努めるなど、国際機能の拡充を図る必要があります。昨年6月に津市は鎮江市と友好都市提携をいたしました。都市レベルでの経済的・人的交流のパイプを太くすることが世界平和の確立のために不可欠であると考えたからです。これも津市行政にとって国際化への一つの対応だったのです。情報化について言えば、テレビの普及率一つとっても、戦後は目ざましい科学技術の進歩とともに急速に情報化が進みました。そして、現在ではキャブテンシステムやCATVの出現にみられるような、これまでと質的に異なる情報化社会の到来も予想されます。そこで、津市も庁内に高度情報化研究会を設置し、これからの社会の中で情報システムをいかに整備するかを検討を開始しました。

わが国の人口は現在1億2000万人ですが、将来の人口動向は、21世紀初頭に1億3000万人のピークに達したのち、だいたい1億2000万人台で推移してゆくと推計されています。老年人口比率は現在は10%程度ですが、21世紀初頭に15%、2025年20%に達し、わが国は世界に類をみないスピードで高齢化が進展することになります。高齢化の進展は社会保障負担の増加、労働生産性の低滞をはじめ社会経済に大きな影響を与えます。すなわち、世帯規模は小さくなり長男長女型社会となる。高齢化の地域的ひずみが生じ、老年人口比率が50%をこえる市町村が増加する。現在では戦前生まれ世代は、ほぼ半数を占めているが2025年には6%にまで減少し世代交替が進む。この世代交替の過程で世代間のギャップが生じ、各世代間のコミュニケーションが難しくなる可能性がある。昔からの家族、地域社会の連帯システムも価値感の多様化により再編を迫られる。ライフスタイルも80年で考えなければならぬ。停年制や年金制度の整備を進めるとともに余暇時間の過ごし方も大切な問題となる。芸術文化、教育への欲求もますます高まる。——このように、高齢化社会の本格的到来に向けて、労働雇用、社会保障、教育文化、地域の連帯システムなどあらゆる面での再編成を行ってゆかねばならない訳です。幸い津市は全国平均と同じペースで高齢化が進むと予想されますが、高齢化への対応

は今後の行政が真剣に考えなければならない最重要課題だと思います。

2. 津市の特性

津のまちは元亀二年（1571年）に織田信包が津城を築き城下町として栄え、明治に県庁所在地になってからは、行政・文教都市として発展してきました。市制がひかれたのは明治22年。全国30の都市とともに、市制町村制施行にともなって初めて市制をひいた、非常に歴史のあるまちです。昭和64年には市制100周年を迎えます。このように歴史のあるまちでありながら、人口、面積の点では規模が小さい。人口は現在15万人弱ですが、県庁所在地としては全国で2番目に少ない。

数年前にある雑誌で「全国の健康都市一覧」という調査が行われました。自然環境、福祉医療、商業機能などいろいろな項目をもうけて全国100都市の住みやすさを調べて、数量化し、順位をつけたものですが、津市は総合評価で全国11位と評価されました。私も津市はきわめて住みやすいまちだと思います。まず、気候風土が温和である。近くに海があり、レクリエーションに適した山もある。このことは、厳しい自然条件のなかで生活している他の地域とくらべて津市民の何ものにもかえがたい財産だと思います。とりわけ、三重大学のある栗真海岸から日本鋼管にいたる8kmの海岸線は、海水浴や潮干狩あるいはヨットハーバーとして市民に利用されておりますが、より高度な海洋レクリエーション基地として開発する可能性が残されています。また津市は食物がうまい。たとえば、うなぎを例にとってみると、浜名湖のうなぎは全国的に有名ですが、味の点では津のうなぎが全国一です。ところが、この点はあまり知られていない。PRが下手なのかもしれません。医療サービスも充実している。医療機関のベット数や医師の数をみると、人口26万人の四日市市と人口15万人の津市はほぼ同数です。また保育所、老人ホームなどの福祉施設も他市に比べて充実している。さらに、商業機能も整備されており買物にも便利なまちです。丸の内地区には、今年センターパレスがオープンしました。ダイエーをキーテナントとするショッピングセンターで津市も出資しております。こ

のセンターパレス開店に刺激されて、周囲の商店もこぞって店内改装を行いました。センターパレスを核として丸の内地区の商業機能の一層の充実がはかられたわけです。このように津市は、規模は小さいけれども利便性、快適性に富んだまちと断言していいと思います。

3. 望ましい津市のあり方

このような津市の特性をいかしながら、津市のまちづくりを進めるにあたって、どのような施策を行ってゆくべきか、もう時間がありませんので、2、3の点にふれたいと思います。

まず第一の課題は、交通体系の整備です。津市は日本列島のほぼ中央にあり、東京へ約3時間で行ける。地理的には有利な位置にあるのですが、21世紀を展望した時には、空港をつくって東京まで1時間で行けるようにする必要があります。道路体系としては、現在23号線があります。さらに鈴鹿市から津市を抜けて三雲村にいたる中勢バイパス（33.2km）が計画されており、昨年から調査を始めております。1kmの建設費が30億円かかりますから総額1000億円の巨費が必要ですが、交通緩和のためには是非つくってゆかねばならない。また近畿自動車道伊勢線は現在久居インターまでですが、68年には伊勢までのびる予定になっています。したがって、将来的には23号線、中勢バイパス、近畿自動車道伊勢線をアクセス道路として、津の海上空港と結ぶ計画があるわけです。伊勢神宮だけでも年間7～800万人の参拝客がある。そういう人達も津空港ができれば、それを利用して更に伊勢まで15分で行けるようになる。このような高速交通体系を考えているわけです。

第二の課題は地域振興です。雇用の場を提供して若者が定住できる条件をととのえる。これは行政が取り組まなければならない第一級の課題です。日本鋼管のような雇用力の大きな企業が立地してくれればそれにこしたことはありませんが、そのような企業は数も限られていますし、成長力のある先端産業を中心に現在打診しております。雲出工業団地には、先月、明成化学工業（株）が進出することが決まりましたし、片田工業団地（47ha）は今年から造成工事に着手する予定になっていま

す。従来、津市民は保守的で、積極的な企業家精神に乏しいといわれています。一昨年末の銀行預金残高をみても、津 3300 億円、四日市 3400 億円、鈴鹿 1700 億円で、津市民は貯めるだけでそれを活用しようとしません。企業誘致によって地域経済に刺激と活力を与えることが必要だと思います。

排水や防災の面での安全なまちづくり、都市の美観に配慮した、うるおいのあるまちづくりとともに福祉、教育、文化面での充実を図ってゆくことも行政の重要な課題であります。市役所西側の広場に建設されるリージョンプラザ（田園都市中核施設）には文化ホール、図書館、健康管理センターが設置されま

〔紹介〕

右田紀久恵・井岡勉編著 『地域福祉 -いま問われているもの-』

（ミネルヴァ書房 1984年4月 B5版 388頁）

雨宮 照雄

近年、社会福祉の分野で地域福祉ほど脚光をあびているものはないであろう。このことは、例えば、「1980年代経済社会の展望と指針」（経済企画庁 1983年）が社会福祉について、「国民の福祉需要の増大・多様化に十分に即応しうるよう在宅福祉を基本とした地域福祉の基盤づくりを進める」とのべて、地域福祉を社会福祉政策の中心にすえていることからもうかがえよう。

わが国における地域福祉は、社会福祉協議会や民生委員協議会の自主的な地域組織化活動として開始され、60年代になってから在宅福祉サービスやコミュニティケアが提起されるのともなって、次第に実体を備えた活動になってきたものである。地域福祉が提唱されるようになった背景には、①高度経済成長のもとで住民生活の破壊が進み、社会福祉に対する要求が高まったこと、②小家族化や家族機能の低下に伴って在宅老人・障害者の介護問題が深刻化したこと、③社会福祉施設の整備と専門職員の養成配置がたちおくれ、また施設収容方式への批判・反省から在宅福祉・コミュニティケアが緊急課題となってきた

す。心の豊かさを求める市民の文化活動の拠点として大いに役立つものと期待しています。高度成長期には何でも行政に要求する、ものとり主義的発想が市民の間にみられました。石油危機後の低成長下においては、行政の側でも行政改革を通じてより効率的な行政を行うとともに、行政の守備範囲をみなおし、地域でできることは住民参加のもとで地域で行ってゆく、そのような行政と住民との新しい協力関係をきずきあげることが、「住むにたる、働くにたる町」に向けて津のまちづくりを進めてゆくうえで大切だと思います。

（文責 雨宮）

こと、などを挙げることができよう。

こうして、60年代後半には、革新自治体を中心とした地方自治体の政策として、また、社会福祉協議会、民生委員、市民ボランティアによる自主的な住民運動として地域福祉は進展をみせるが、70年代に入ると、国はコミュニティ政策の一環として地域福祉を政策課題にすえ、在宅福祉サービスなどの地域福祉政策がととのえられる。しかし、石油危機をきっかけとして日本経済が低成長に急転するにつれて、「個人の自助努力と社会の連帯を基礎としつつ、効率のよい政府が適正な公的福祉を重点的に保障する」ことを謳った「日本型福祉社会論」が登場し、福祉見直しが叫ばれるようになった。そして、地域福祉を基礎づけていた「分権化とコミュニティ・ケアの推進」「ノーマライゼーション（脱施設収容主義）」「社会福祉形成への参加とボランティア活動の推進」などの積極的理念は、このような福祉見直しの動きのなかで、逆に、公的責任で行われるべき領域を縮小し、ボランティア活動を安上がりのマンパワーとして活用し、民間委託や営利的福祉産業を利用して

いこうとする臨調行革の福祉削減政策にからめとられようとしているのが現状である。

地域福祉の研究者、実践家11名の共同執筆による本書は、そうした急展開をみせつつあるわが国の地域福祉の今日的状況に対する危機感から出発している。全体はⅠ．地域福祉政策の動向と生活課題 Ⅱ．地域福祉の傾向と問題点 Ⅲ・Ⅳ．地域福祉活動の状況 Ⅴ．地域福祉・在宅福祉の条件 の5部構成をとっており、①今日強調されている地域福祉の政策動向と現場実践の現状と課題を、住民生活の立場から社会科学的アプローチにもとづいて明らかにする、②特にわが国の地域福祉政策が、基盤なき在宅福祉中心主義に矮小化されている問題傾向と、それを導く理論的潮流を批判する、③現場実践における組織論的課題をふくめて地域福祉のゆたかな発展を保障する条件を示す、ことに力点がおかれている。

ところで、現在、多くの人々によって地域福祉の必要性が唱えられているが、地域福祉とはいったい何なのか、その概念規定は各人各様であり普遍的に承認されたものはいまだ存在しないのが現状であるといっていだらう。本書の著者たちは、地域福祉を、資本主義のもとで生じる生活問題への地域住民の組織的対応として扱っている。編者の右田紀久恵の定義を借りれば、地域福祉とは、「生活権と生活圏を基盤とする一定の地域社会において、経済社会条件に規定されて地域住民が担わされてきた生活問題を、生活（主体）原則、権利（主体）原則、住民主体原則に立脚して、軽減・除去し、または発生を予防し、労働者・地域住民の主体的生活全般にわたる水準を保証し、より高めるための社会的施策と方法の総体であって、具体的には労働者・地域住民の生活権保障と、個としての社会的自己実現を目的とする公私の制度・サービス体系と地域福祉計画、地域組織化、住民運動を基礎要件とする」ものである。

この定義が示しているように、本書の著者たちの地域福祉のとらえ方は二つの点で特徴的である。まず第一に、地域福祉は、雇用政策、最低賃金制、所得保障、保健・医療や住宅・生活環境施設などの社会的共同生活手段の整備を基礎的前提として始めて成立する点を強調していることである。いわば、地域福

祉は生活問題に対する最終的な対応策であって、社会保障や生活条件の公共的整備を不可欠の前提条件としている。この視点から見るとき、国によって現在進められている地域福祉は、上述の社会的共同生活手段の整備に対する公的責任の放棄のうえに立って、住民の自助と相互扶助を一面的に強調するものである。

第二の特徴は、地域住民が暮しの場において、日常的な協力と連帯を通じて、主体的に自らの生活問題に対応してゆく運動として地域福祉をとらえる視点である。このことから、いくつかの原則が導かれる。まず、過去の社会福祉にみられた隔離主義を克服し、社会福祉サービスの利用者を地域における生活主体として認識し、「住みなれた地域環境から可能な限り切り離さない」というノーマライゼーションの思想を重視することである。また、地域福祉は行政と住民の協働のうえに成立するのであるから、自治体行政において住民主体権を確立し、すべての住民が地方分権と自治の担い手として生活し活動することが保障されねばならない。そのためには、①社会福祉行政が要綱・通達にもとづいて行われる現状を改め、法律・条例にもとづく法治主義原則を確立し、行政責任の明確化をはかること、②機関委任事務や自主財源の欠如によって自主性を失っている地方行財政制度を改革し地方分権をおし進めること、③住民参加を決定過程への参加、権限委譲、自主管理まで拡大し、住民主体原則の実質化をはかること、などが今後の課題として提起されている。

本書は、地域福祉をそれだけ切り離してとらえるのではなく、地域経済、地域政策や雇用・労働・社会保障・住・環境・保健医療・教育などの関連領域の政策動向との有機的関連においてとらえてゆこうとする広い視野にたっており、この点が本書の最大のメリットであると思われる。又、大阪・京都・兵庫の三府県における在宅福祉の現状やホーム・ヘルパー、民生委員、ボランティア活動の現状についての報告と分析は、現在のわが国における地域福祉の実態についての理解をえる格好の素材を提供してくれるだろう。地域福祉にたずさわる人々はもとより、それ以外の人々にとっても有益な一冊である。

〔受入図書一覧〕

本研究室が昭和59年度6月～7月に受入れた図書は次のとおりです。

地方債統計年報（第6号）昭和59年版
自治省財政局地方債課
地方財政要覧（昭和59年）自治省財政課
民間給与の実態（昭和59年版）人事院給与局
青少年白書（昭和59年版）
総務庁青少年対策本部
通信白書（昭和59年版）郵政省
通商産業六法（昭和59年版）通商産業省
現代のごみ問題 行政編 寄本勝美
「地方」の挑戦 村おこし・まちづくり全
国ルポ
日本経済新聞社
地方財政白書（昭和59年版）自治省
受益者負担論 田中啓一
文部法令要覧（昭和60年版）
文部省大臣官房総務課
都市政策と経済改革 佐藤 誠
現代日本財政論 財政問題の理論的研究
井堀利宏
自治体行政の法律問題 関 哲夫
地域と自治体 14 特集 地域づくりの運動・
新時代
自治体問題研究所
福祉社会への選択 大熊一郎・地主重美
地方財政総論 佐藤 進
現代税法事典 北野弘久
我が国鉱工業生産の地域動向（昭和59年版）
通商産業大臣官房調査統計部
地方財政要覧（58年12月）自治省財政課
昭和59年度 補助金総覧 財政調査会
日本都市年鑑（昭和58年版）全国市長会

地方自治年鑑（1983）
自治研修協会地方自治研究資料センター
給与小六法（昭和60年版）
人事院給与局給与法令研究会
59年度版 固定資産税 佐々木喜久治
道路六法（59年版）建設省道路局
社会保険小六法（昭和59年版）社会保険庁
ソフトノミックス・シリーズ 24
地域産業発展の可能性
山崎充チーム
21世紀を拓くバイオインダストリー
その展望と課題
通商産業省基礎産業局
四全総長期展望作業中間とりまとめ
21世紀への展望
国土庁計画・調整局
高齢者問題の現状と施策
総務庁長官官房老人対策室
地域学のすすめ（第三集）市長レポート
「掛川学事始」
榎村純一
高齢化社会と老人福祉施策
全国社会福祉協議会
逐条 学校教育法 鈴木 勲
裁かれる子どもたち 佐野健吾
おちこぼれのカルテ スクール・サイコロジス
トの眼
中川克子
社会教育調査法 渡辺博史
人間的自立と教育 折出健二
生涯学習のすすめ 板垣清一郎

〔編集後記〕

★長かった夏もようやく終り、野に咲く彼岸花や虫の音が秋の深まりを感じさせてくれるようになった。後期授業の開始とともに研究員は活動時間が制約されるようになるが、着実に成果をあげてゆきたい。

★夏休みのあいだ、当研究室は活発な調査研

究活動を展開してきた。Aプロジェクトは、地方自治体における計画行政の現状を調査するために、三重県、津市の企画調整課や各政党へのヒヤリングを行った。今後、①計画行政が導入されるようになった背景は何か、②三重県や津市において計画行政はどの程度の

実効性をもって展開しているか、③計画行政の導入により行政組織内部での意思決定、予算編成にどのような変化が生じたのか、④計画行政は住民や議会の民主的統制にいかなる影響を及ぼすのか、の諸点を中心に、当面12月末をめどに報告書を作成してゆきたい。

Bプロジェクトは、三重県が今年度実施する「同和地区生活実態調査」の調査票作成を精力的に進めてきた。調査票はほぼ出来あがり、後は手引書を残すだけとなっている。この調査は、三重県下の同和地区の1/3の世帯を抽出し、47の調査項目について行われる大規模なものであり、11月30日に実施される。集計結果の概要は今年度中に報告し、来年度は詳しい内容分析に着手する予定となっている。

Cプロジェクトは、「津市民の生活意識調査」を行うための基礎研究として、他団体によってこれまでに実施された生活意識調査報告書の収集を進めてきた。都道府県、県庁所在都市、人口のうえで津市と同規模の都市に照会し、これまでに約80%から資料の送付を受けており、又、国民生活センターの調査報告書も収集済である。今後は、今年度末をめどにそれらの資料の整理・分析を進め、津市民に対する調査項目の確定をめざす予定である。

★津市助役 小林勝氏の講演要旨は、講演が7月18日に行われたものでありながら、スペースの関係で本号に掲載されることになったものである。今後とも、津市関係者に限らず行政、学界、産業界から広く講師を招いて講演会を開催してゆきたい。又、このような公開講演会とは別に、研究員の力量を高めることを主眼にして、地域振興、産業経済、福祉、教育、文化、行財政、住民運動などのテーマ別に学外から講師を招いて地研研究員との研究会を行い、人的交流、経験・情報の交換、相互理解を深めてゆく必要があるだろう。

★国民と地方とへの負担転嫁によって深刻な財政危機を乗り越えようとする国の圧力は、地方補助金削減と地方行革推進の形をとってますます強まっている。補助金削減問題では、60年度予算編成の過程で高率補助金一割カット等による約6000億円の削減が強行されたが、来年度も更に、①義務教育負担金のうち学校事務・栄養職員への補助金やいわゆる人件費

補助金の廃止、②児童保護費などの補助率の引下げ、③公共事業補助金の交付基準の引上げなどにより総額5000～6000億円の削減を予定していると伝えられている。また、生活保護費などの社会保障関係の補助率の取扱いは更に検討を加えることになっており予断を許さない。当初大蔵省が主張していた自治体財政力に応じた補助率格差づけは、来年度は国庫負担金については導入せず、一部の奨励的補助金に適用する方針のようである。

一方、地方行革については、国は一部地方自治体の高給与などをことさらに一般化し、「国に比べると地方行革は遅れている」との認識にたち国主導の画一的な地方行革を押しつけようとしている。さる1月、自治省が都道府県知事に対して出した通知「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行革大綱）の策定について」はこのことを如実に示すものであった。それは、事務事業の見直しなど7項目を地方行革の重点課題にすえ、その個々の点について行革の進め方について細かな指示を与えている。更に、念のいったことには、「〇〇市行政改革大綱（案）」などを添付し、統一規格によって地方行革を強制しようという姿勢がありありとうかがえる。しかし、自治省の音頭にもかかわらず、地方における大綱づくりは進んでいない。自治省は8月末を策定の目標においていたが、日経新聞社の調査（9月21日）では、都道府県段階で11の道府県が策定しただけであるという。国主導によるおしきせ行革への反発の表われと考えてよい。しかし、そのような事態にすばやく反応して、9月30日、臨時行政改革推進審議会が「地方行革推進分科会」を設置したことに見られるように、今後も地方行革を国主導で進めてゆこうとする圧力は強まるであろう。

補助金削減にしろ、地方行革にしろ、その背後にあるのは、地方財政余裕論に基づいて地方への負担転嫁により国の財政バランスの回復を図ろうとする論理である。補助金制度の改革も、地方行革も共に地方自治、住民自治の強化の視点から地方のイニシアティブのもとに行われねばならないのであって、決して財政バランスの問題に矮小化されてはならない。（雨宮）